

(47) 更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施

法務省において、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、その被害に係る刑事裁判が終了した後の支援を行うことについて、犯罪被害者等の支援に適する保護司の配置も含め検討を行い、2年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施するとともに、地域社会における関係諸機関・団体等の連携・協力の在り方についても、併せて検討することとされた。

現在、必要となる体制整備に向けた準備を行っている。

《基本計画には盛り込まれていないが、基本法・基本計画を踏まえ、平成18年度から新たに実施するもの》

(48) 犯罪被害者等支援主任者の指定

海上保安庁において、平成18年4月から部署ごとに犯罪被害者等支援、関係機関との連絡・調整を行う犯罪被害者支援主任者を指定し、犯罪被害者等支援体制の強化を図っている。

(49) 支援制度に関する情報提供

海上保安庁において、同庁における犯罪被害者等の支援制度の概要等の犯罪被害者等支援に必要な情報を早急に提供することとしており、リーフレットの配布やホームページでの施策紹介等を行っている。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

《基本計画において、「速やかに実施する」とされたもの》

(1) 重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究

文部科学省において、平成17年度の科学技術振興調整費「重要課題解決型研究等の推進」プログラムにおける課題「犯罪・テロ防止に資する先端科学技術研究」の中で採択した「犯罪、行動異常、犯罪被害等の現象、原因と治療、予防の研究」における犯罪被害等による重症 PTSD の治療法等の研究成果を得、犯罪被害者等支援の実践への活用を目指していくこととされた。

平成17年7月、東京医科歯科大学難治疾患研究所において、精神科医1名、心理士2名よりなる研究チームを編成、同年9月に同所内に心的外傷ケアユニット：PTCU (Psychological Trauma Care Unit) を開設し、症例の蓄積を開始している。

具体的には、海外の先行研究において有効性を証明されている、以下に関する認知行動

研究目標

シームレスな総合的支援の中で、エビデンスに基づいた PTSD 治療の確立（犯罪被害者等基本計画）

- ・深刻な犯罪・重度事故被害者のPTSDに対する認知行動療法
- ・被害者遺族の複雑性悲嘆を対象とした認知行動療法



文部科学省・科学振興調整費
東京医科歯科大学難治疾患研究所
PTCU（心的外傷ケアユニット）

療法を用いての治療研究を、民間被害者援助団体、警察等から紹介を受けた事例を対象に、実施している。

- ① 深刻な犯罪・重度事故被害者の PTSD に対する認知行動療法（曝露療法）。
- ② 被害者遺族の心的外傷性悲嘆（PTSD + 悲嘆症状）に対する認知行動療法（複雑性悲嘆治療）。

平成17年度の治療研究結果の概要は、2-4-2図、2-4-3図に示すとおりである。